

福島県農業振興審議会規則

昭和 5 1 年 1 月 9 日 福島県規則第 3 号
改正 平成 6 年 3 月 3 1 日 福島県規則第 5 6 号
改正 平成 1 4 年 3 月 2 6 日 福島県規則第 2 0 号
改正 平成 1 5 年 3 月 2 8 日 福島県規則第 5 4 号
改正 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 福島県規則第 6 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和 2 9 年福島県条例第 3 5 号）第 3 条の規定に基づき、福島県農業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、2 3 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- | | |
|-----------------|---------|
| 1 市町村長 | 4 人以内 |
| 2 県内の農業関係団体の役職員 | 8 人以内 |
| 3 学識経験を有する者 | 1 1 人以内 |

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに委嘱された委員による審議会の最初開催される会議は、知事が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもってこれに充てる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農林水産部農林水産総室農林企画課で処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。
- 3 福島県農業協同組合対策審議会規則（昭和32年福島県規則第55号）及び福島県農業構造改善事業促進対策審議会規則（昭和37年福島県規則第85号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

